



流山市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

流山市監査委員

中川 弘



令和 7 年度

公の施設の指定管理者監査報告書

[特定非営利活動法人 市民助け合いネット]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の実施日及び場所	2
第 7	指定管理の概要	2
第 8	監査の結果	4

令和 7 年度公の施設の指定管理者監査報告

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項及び流山市監査基準（平成 29 年流山市監査委員告示第 7 号。以下「監査基準」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第 1 監査の種類

令和 7 年度公の施設の指定管理者監査

第 2 監査を実施した監査委員名

中川 弘

なお、岩原淳一監査委員については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

第 3 監査の対象

公の施設の名称：流山市南流山センター

指定管理者の名称：特定非営利活動法人市民助け合いネット

所管部課：生涯学習部公民館

監査の範囲：令和 6 年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び所管部課の当該指定管理に関する事務（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、他年度を含むものとした。）

第 4 監査の着眼点及び実施内容

実施に当たっては、監査基準に基づき指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うとともに関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年流山市条例第 27 号）、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年流山市規則第 52 号）、流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例（昭和 56 年流山市条例第 14 号）、流山市南流山センター管理等に関する規則（昭和 56 年流山市教育委員会規則第 6 号）並びに流山市南流山センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）、流山市南流山センター指定管理者の業務等に関する仕様書（以下「仕様書」という。）及び流山市南流山センターの管理に関する年度協定書に沿い、指定管理者について

は適正な管理運営が行われているか、また所管部課については指定管理者に対し指導監督が適切に行われているかに主眼を置いた。

第5 監査の期間

自 令和7年7月1日

至 令和7年11月4日

第6 監査の実施日及び場所

令和7年9月29日

流山市役所

第7 指定管理の概要

1 設置の目的

流山市南流山センター（以下「南流山センター」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、地域住民のために実生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図ることを目的として設置された。

2 施設の概要

名 称：流山市南流山センター

所 在 地：流山市南流山3丁目3番地の1

延床面積：1,957.56 m²

施設内容：ホール、講義室、会議室、調理実習室、和室、茶室

（併設）市民課南流山出張所及び健康増進課妊娠・育児相談室

3 指定管理者が行う業務の範囲

- （1）施設及び附属設備の維持管理に関すること
- （2）使用の許可に関すること
- （3）使用の制限に関すること
- （4）使用の許可の取消し等に関すること
- （5）模様替え等の許可に関すること
- （6）原状回復の執行及び費用の徴収に関すること

- (7) 利用料金の収受及び減額に関すること
- (8) 利用料金の還付に関すること
- (9) その他の業務

4 指定管理者概要

- (1) 名称 特定非営利活動法人市民助け合いネット
- (2) 所在地 千葉県流山市若葉台3-131

5 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

6 令和6年度指定管理料

令和6年度 22,250,000 円（修繕料 1,000,000 円を含む）

7 令和6年度収支決算額

収入 29,609,199 円（うち、自主事業収入 3,213,300 円）

支出 30,044,467 円（うち、自主事業費 2,955,877 円）

収支差額 △435,268 円

8 利用状況

場 所	利用可能 日数	午 前		午後1		午後2		夜 間		合 計	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホ ー ル	355	209	10,484	249	10,353	191	7,953	151	4,096	800	32,886
講 義 室		224	2,727	222	3,139	170	2,438	133	2,234	749	10,538
第1会議室		223	5,150	261	6,841	253	7,017	91	3,366	828	22,374
第2会議室		257	2,044	259	2,504	205	1,914	73	620	794	7,082
第3会議室		301	2,120	291	1,946	190	1,297	131	1,052	913	6,415
第4会議室		196	3,144	203	3,897	121	1,854	43	782	563	9,677
調理実習室		115	2,122	137	2,208	41	501	17	164	310	4,995
第1和室		260	2,677	228	2,050	137	1,079	111	1,060	736	6,866
第2和室		231	2,540	217	1,923	109	956	97	1,029	654	6,448
茶 室		110	622	124	683	82	329	73	320	389	1,954
施 設 全 体	355	2,126	33,630	2,191	35,544	1,499	25,338	920	14,723	6,736	109,235

* 時間区分別の利用状況。

* 「午前」：午前9時～正午、「午後1」：正午～午後3時、「午後2」：午後3時～午後6時、「夜間」：午後6時～午後9時

第8 監査の結果

1 総合意見

南流山センターは、平成 20 年 4 月より特定非営利法人市民助け合いネットが継続して指定管理を請け負っている。そのため、地域の特性を熟知しており、施設の運営に関しては、多世代の多様なニーズに応じるとともに、コロナ禍を経て自主事業の見直しを行い、地域住民参加型事業を強化する形で「居場所づくり」事業を推進し、住民主体の地域づくりに取り組まれている姿勢を高く評価する。令和 6 年度の満足度調査においても、97%以上が「満足」または「どちらかといえば満足」と高い評価を得ていることから、今後とも、地域住民と一体となり、南流山センターの活性化を行うとともに、より一層の市民サービスの向上に期待したい。

一方で、利用料金等、現金の取扱いについて、予備審査時に現金の保管状況と収入証拠書類とが符合しない事実が確認された。

人間が取り扱う以上、ミスなどによる過不足が生じる可能性は否定できないため、発生した際の対応を明確化しておくことが重要である。

当該事案については監査実施日までに原因が判明し、適切に処理されたこと、南流山センターにおいては、現金過不足が発生した場合の対応手順は明確化されており、リスクへの備えがなされていることを確認した。

今後とも、現金の取扱いについては厳重に注意するとともに、事案発生時には手順に則った適正な処理を引き続き行われたい。

また、一部の経理や事務処理に関しては、後述する個別意見のとおり指摘や改善すべき点が見受けられたため、再度事務処理について見直しを行うとともに、現状が適正な処理となるよう規定を改めることを検討されたい。

今後も、南流山センターが地域住民の安心・安全な居場所となり、まちづくりの拠点として発展することを期待する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表 1）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成 26 年 4 月 1 日制定）により通知を求めるものとする。

【表 1 指摘事項等一覧】

指定管理者・所管部課	指摘事項								検討 要望 事項	注 意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
特定非営利活動法人市民助け合いネット	1							1	1	3
生涯学習部公民館										0
特定非営利活動法人市民助け合いネット 及び 生涯学習部公民館	1							1	1	2
計	2	0	0	0	0	0	0	2	2	5

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

＜法律、条例、規則等に反している事項＞

- ・基本協定書及び仕様書にて施設の管理に関する業務の一部を第三者に再委託する際には事前に書面により申請し、書面による承諾を得ることが定められているが、文書が不存在であった。

事業計画書の添付書類により再委託業務及び委託先について報告及び確認はなされているものの、規定に則った事務手続きを徹底されたい。

(特定非営利活動法人市民助け合いネット、生涯学習部公民館)

- ・利用料金について、算出額に 10 円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた額とすべきところ、端数処理が行われていない事案があった。

複数人で確認を行うなどチェック体制を確立し、同様の事案が発生しないよう徹底されたい。

(特定非営利活動法人市民助け合いネット)

(2) 検討・要望事項

- ・会計規程及び事業計画にて、手許現金の保管は2万円を限度と定めているところ、超過した金額の保管が常態となっていた。

収入額や釣銭等、取り扱う金額を再度考慮し、実態に即した規定となるよう改定を検討されたい。

(特定非営利活動法人市民助け合いネット)

- ・備品の整理及び報告については、仕様書に定められたとおりに実施されていたものの、報告された備品台帳に記載がない備品があった。

また、備品台帳について、備え付けられた部屋ごとに、品名と総数を記載する様式となっていた。

南流山センターの備品はすべて一つの備品台帳に記載するとともに、個別の備品番号や購入日も記載するなど、様式の見直しを行われたい。

(特定非営利活動法人市民助け合いネット、生涯学習部公民館)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

【表2 注意事項一覧】

注 意 事 項	指 定 管 理 者 ・ 所 管 部 課
衆議院議員総選挙投票所賃貸借料について、利用料金ではなく「その他・雑収入」として計上していたもの。	特定非営利活動法人市民助け合いネット
流山市南流山センター使用許可書について、誤記があったもの。また、徴収簿の一部項目について、記載漏れがあったもの。	特定非営利活動法人市民助け合いネット
例月業務報告書の集計結果等と年次業務報告書の記載とに相違があったもの。	特定非営利活動法人市民助け合いネット
利用料金承認申請書について、附属設備分の記載がなかったもの。	特定非営利活動法人市民助け合いネット 生涯学習部公民館
情報機器等の取扱い等については流山市情報セキュリティポリシーを遵守することとなっているが、周知されていなかったもの。	特定非営利活動法人市民助け合いネット 生涯学習部公民館

